

個人情報ファイル簿

令和5年10月1日作成（ ☐ 開始 ・ ☒ 変更）

個人情報ファイルの名称	就学援助システム	
行政機関等の名称	埼玉県和光市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局 学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	（１）要保護・準要保護家庭の就学援助費の支給認定を行うため。 （２）特別支援学級在籍で就学が困難な家庭に対する就学奨励費の支給認定を行うため。	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5印影、6電話番号、6国籍、7親族・続柄、8婚姻・離婚歴、9職業・勤務先、10収入の内容、11課税状況、12金融機関名・口座番号、13障害の有無・程度、14家族構成、15同居・別居の別、16持家・借家の別、17公的扶助（生活保護等）受給の有無、18暮らし向き、19援助種別、20認定結果、21支給内容	
記録範囲	就学援助費支給申請者（保護者）、特別支援教育就学奨励費支給申請者（保護者）、申請対象児童生徒、生計同一世帯員	
記録情報の収集方法	保護者申告、住民基本台帳システム、課税台帳システム、ネウボラ課所有情報、他市区町村からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	認定対象児童生徒が在籍する小・中学校	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部総務課 （所在地）和光市広沢1－5	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） ☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報である旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	※1_令和5年10月1日の組織改正に伴い「開示請求等を受理する組織の名称」を変更。	